

小城市デジタル防災行政無線（同報系）システム整備事業
要求水準書

令和5年12月

佐賀県小城市

目次

1	総則	1
(1)	要求水準書の位置づけ	1
(2)	創意工夫	1
(3)	地域貢献	1
(4)	本業務における規格及び法令	1
(5)	本事業による整備計画	2
(6)	契約工期	2
(7)	余裕期間制度（フレックス方式）対象工事	2
2	共通指定事項	2
(1)	全般	2
3	システムの仕様概要	4
(1)	親局設備	4
(2)	遠隔制御設備	8
(3)	屋外拡声子局設備	8
(4)	戸別受信設備	9
(5)	映像系設備	10
(6)	防災対応支援システム	10
4	整備に必要な調査・設計	11
5	既存施設撤去	11
6	工事の要求水準	11
(1)	施工計画	11
(2)	施工管理	11
(3)	安全管理	12
(4)	安全体制	12
(5)	教育訓練	12
(6)	緊急の措置	12
(7)	使用材料	13
(8)	ケーブル配線	13
(9)	電力線配線	13
(10)	屋内配線	13
(11)	端末処理	13
7	保守の要求水準	13
(1)	定期点検（年1回）	13
(2)	保守体制・緊急時の対応	13
(3)	その他	14

8 提出図書	14
(1) 施工関係図書	14
(2) 各種手続き	14
(3) 完成図書.....	14
(4) 業務写真.....	14

別表 小城市デジタル防災行政無線（同報系）システム整備事業 機器構成表

1 総則

(1) 要求水準書の位置づけ

本要求水準書(以下「本書」という。)は、小城市(以下「発注者」という。)が行う 60MHz 帯防災行政無線同報系を主体とした防災情報システムの整備に関する設計及び施工について、プロポーザル方式で事業者から提案を求めるに当たり、発注者が要求する水準を示し、技術提案における具体的な指針を与えるものである。

なお、本書は、発注者が要求する機能及び性能を原則として規定するものであり、具体的仕様及びそれらを構成する個々の部品、機器等の性能については本書が示す性能規定以上の提案を行うこと。

(2) 創意工夫

技術提案においては、本書に示す水準を効率的かつ合理的に満足するよう、先進的な技術を用いた提案や長期安定稼働に寄与する提案を期待する。

また、将来的な増設や改造等が平易に行える構造とすること。本プロポーザルの目的を矛盾しない限りにおいて、本書に示されていない部分についても、住民へのサービス向上やコストメリットが期待できる内容などの提案があれば、その効果の妥当性について適切に評価する。

(3) 地域貢献

工事の施工にあたっては、市内業者の活用について考慮すること。

(4) 本業務における規格及び法令

- ① 電波法及び関係施行令・規則、告示
- ② 有線電気通信法及び関係施行令・規則、告示
- ③ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ④ 公共建築工事標準仕様書(電気工事編)
- ⑤ 電気通信設備工事共通仕様書
- ⑥ (一社)電波産業会市町村同報通信システム標準規格(ARIB-STD T115 最新版)
- ⑦ 建築基準法
- ⑧ 道路法、道路交通法
- ⑨ 日本工業規格(JIS)
- ⑩ 日本電気工業会標準規格(JEM)
- ⑪ 日本技術標準規格(JES)
- ⑫ 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- ⑬ 日本電子機械工業会規格(EIAJ)
- ⑭ 総務省総合通信局の防災行政無線局免許方針
- ⑮ 電気通信施設設計要領(案)・同解説(通信編)

- ⑯ 小城市諸規則
- ⑰ その他関係法令、条例、規則等

(5) 本事業による整備計画

整備計画数量は別表に示す。ただし、これを上回る提案についてはこの限りではない。

(6) 契約工期

契約の日から令和8年3月19日（木）まで

(7) 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事

- ① 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、受注者は発注者が示した契約期間内で工事の始期及び終期を任意に設定することができる。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者などを配置することを要しない。ただし、資材の搬入、仮設物設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- ② 発注者が示す工事の始期は、令和6年5月1日（水）とする。
- ③ 発注者が示す工事の終期は、令和8年3月19日（木）とする。
- ④ 受注者は、工事の始期後、施工方法が確定した時に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- ⑤ 受注者は、コリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期後速やかに登録するものとする。
- ⑥ 受注者は、工事の始期後に速やかに、建設業退職金共済制度掛金収納届出書を発注者に提出するものとする。
- ⑦ 受注者は、工事の着手までに現場代理人等通知書及び経歴書を発注者に提出するものとする。

2 共通指定事項

(1) 全般

設計に当たっては、装置が最適な構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるよう配慮すること。

① 設計の原則

- (ア) 運用に際し、発注者において最適な機能を有するものであること。
- (イ) 操作性・視認性が良いこと。
- (ウ) 堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであること。
- (エ) 維持管理が経済的に行えるものであること。
- (オ) 保守及び点検が容易に行える構造であり、これらに際して危険のない構造であること。
- (カ) 外部システムとの連携や接続においては、セキュリティを考慮したネッ

トワーク設計を行うこと。

② 環境条件

(ア) 提案する装置は、屋内外それぞれの設置環境において性能規格を満足するものであること。

(イ) 風雪害、塩害及び直射日光に対し支障がないこと。

(ウ) 瞬間最大風速 60m/sec に耐えること。

③ 電氣的条件

(ア) 電源電圧は、機器定格電圧の変動範囲 10%内で正常に動作すること。

(イ) 電気回路には、落雷等過電圧に対する保護装置又は保護回路が設けられること。

④ 使用部材の条件

使用する部品、材料はすべて新品、良品を使用すること。

⑤ 銘板表示

(ア) 各機器には品名、型式、製造番号、製造年月、製造会社名を銘板として表示すること。

(イ) 各機器の入・出力端子、調整箇所及び部品等には、書類又は図面と対照して容易に判別出来るよう、標識を付加すること。

(ウ) 取扱上特に注意を要する箇所には、容易に識別可能な色により、その旨を表示すること。

⑥ 電波伝搬状況の確認

本整備に関し十分に調査検討を行うとともに、必要に応じ電波伝搬の確認を行い、使用機器における自社基準及び電波法関連審査基準に掲げる基準等を基に、システム運用に支障がない回線構成を実現すること。なお、必要に応じて電波実験の実施、九州総合通信局及びその他関係機関で協議を行うこと。

⑦ 全体システムの機器調整及び動作確認

本システムは非常災害時における住民の安全を確保するための重要な社会インフラである点から、システム切替に際しては、既設納入業者と綿密に協議を行ったうえで、極力短期間で実施すること。なお、これらの費用は本事業費に含むこと。

⑧ 中継局予定地への搬入経路など

整備に伴う搬入経路の確保やそれに必要となる措置等は、全て本事業費に含むこと。

⑨ その他

発注者の現状を踏まえて、必要な機能について提案すること。その際、将来的な拡張性についても検討すること。

3 システムの仕様概要

本項では、発注者が最低限必要とする装置及び仕様について要求しているが、仕様を満足するための装置構成については提案者によるものとする。また、システム運用に必要な電源装置、空中線系装置、ネットワーク機器等やセキュリティ対策に必要な装置などを含めて整備を行い、提案システムが最大限の性能を発揮ができるシステム整備を行うこと。

なお、インターネット回線を新規で構築し、インターネット経由でシステム連携するものはこの回線を活用すること。また、システム構築に伴うセキュリティ対策については、情報管理部門と協議を行い発注者のセキュリティポリシーに添った対策を行うこと。

(1) 親局設備

(ア) 60MHz 帯無線装置

- ア 無線部は現用・予備構成とし、障害が発生した場合は自動的に予備系に切り替わること。
- イ 操作卓及び遠隔制御装置から状態監視や制御ができること。
- ウ 子局との連絡通信機能の他、緊急一括、一括、グループ呼出し及びチャイム、サイレン放送が行えること。

(イ) 空中線フィルタ

- ア 近接した周波数との相互の干渉を防ぐものであること。

(ウ) 同軸避雷器

- ア 空中線と無線装置との間に実装し、空中線からの雷サージ突出高電圧を瞬時に避雷アースへ流して、無線装置及びその他を雷被害から守るものであること。

(エ) 空中線

- ア 屋外拡声子局及び戸別受信機へ電波を送信又は送受信するものであること。

(オ) 操作卓

- ア 放送種別は緊急一括・一括・グループ・個別放送の設定ができること。
- イ 音声放送のほか、チャイム及びサイレンパターンの放送ができること。
- ウ 操作は、タッチパネルやマウス操作により、自動放送や手動放送ができること。
- エ 自動プログラム送出装置の設定、音源の編集、自動通信記録装置の操作等が

できること。

- オ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）設備と接続し、緊急情報を自動で配信ができること。なお、全国瞬時警報システム（J-ALERT）は既設設備を使用すること。
- カ 音の重なり（エコー）を防止するため一括、グループ及び個別放送において最大 6 時差での放送ができ、住民が聞きとりやすい装置であること。また、緊急一括放送時には設定した時差を解除し放送できること。
- キ 自動及び手動で時刻補正ができること。
- ク グループの設定は別のグループとも重複設定できること。
- ケ 屋外拡声子局の状態監視ができること。
- コ 放送操作後の解除忘れに対する機能として、一定時間経過後には、待ち受け状態に戻る機能があること。
- サ 既設のデジタル無線設備が稼働中であり長期間の運用停止を避ける必要から、操作卓には既設デジタル無線設備との併用を行う機能を備えること。
 - ・呼出種別 : 緊急一括、一括、グループ、個別
- シ 外出先からタブレットなどで放送制御が可能であること。

（カ）監視制御装置

- ア 屋外拡声子局設備に対し状態監視ポーリング信号を送出し、状態監視が可能なこと。
- イ 屋外拡声子局設備からの状態情報（停電、扉、拡声起動等）を自動的に記憶し、操作卓、自動通信記録装置で確認及び表示が可能なこと。
- ウ 状態監視結果で異常等があった場合は外部通報を行うことが可能であること。

（キ）被遠隔制御装置

- ア 遠隔制御装置との通信制御が可能なこと。
- イ 遠隔制御装置の状態や接続回線状況等を周期的に監視する機能を有していること。

（ク）自動通信記録装置

- ア 放送内容（放送先、放送時刻、放送種別、放送時間等）を記憶し及び業務日誌型式でプリンタから出力ができること。
- イ 通信記録に記載される無線従事者名や資格名称の登録／変更ができること。
- ウ 放送履歴は、電子ファイルとして外部装置に出力ができること。

(ケ) 自動プログラム送出装置

- ア 放送音源は予め登録されているもののほか、ミュージックチャイムや電子サイレンも可能であること。
- イ 登録されている放送プログラムの閲覧ができること。
- ウ 登録されている放送プログラムを選択し、手動で即時放送ができること。
- エ 運用担当者以外が安易に自動プログラムを登録できないように、パスワード設定などができること。

(コ) 地区遠隔制御装置

- ア 専用端末等が必要なく一般公衆回線や携帯電話回線により遠隔地からの放送登録が可能であること。
- イ 登録は、ID 及びパスワード認証によりログイン後、音声ガイダンスに従うことで容易に登録が可能であること。
- ウ 本装置から登録した音声は自動プログラム送出装置の構成として登録し、他番組に使用することが可能であること。
- エ 番組の放送終了後に自動消去する選択または放送後、1～7 日の日数を設定して自動消去できること。
- オ 登録可能時間帯又は登録禁止時間帯の設定が可能なこと。

(サ) 自動電話応答装置

- ア 通報を聞き逃した住民からの電話問い合わせに、自動で放送内容の応答ができること。

(シ) 音声合成装置

- ア テキストで入力した文字を音声に変換し放送ができること。
- イ 男性声・女性声の選択ができること。

(ス) 防災サーバ

下記の情報配信先へ対して一括選択及び個別選択による手動配信ができること。なお、システム連携に関して必要な費用は本事業費に含むこと。また、外出先からタブレットなどで配信が可能であること。

- ア 防災行政無線
- イ 市ホームページ
- ウ 緊急速報メール
- エ 登録制メール
- オ OgiOgi アプリ

カ 防災ネット あんあん

キ SNS

(セ) 操作用端末

防災サーバに接続し運用ができること。

(ソ) J-ALERT 受信機

既設を活用すること。

(タ) J-ALERT 自動起動装置

消防庁仕様を満足していること。

(チ) 無停電電源装置

ア 商用電源 AC100V で動作する各装置への電源電圧の安定化及び無停電化のための電源装置であること。

イ 停電時は、発動発電機が安定して動作するまでの間、各機器が支障なく動作できるよう配慮されているものであること。

(ツ) 直流電源装置

ア 直流電源で動作する各装置への電源電圧の安定化及び停電時は発動発電機が安定して動作するまでの間、蓄電池により各機器が3時間以上支障なく動作できるよう停電保証が可能であること。

(テ) 耐雷トランス

ア 電源系統からの雷サージによる障害を防止するため、連続した雷サージに対応し、高速動作で高減衰力を持つものであること。

(ト) 組立鋼管柱

ア 耐風速等を考慮した上で空中線等の取付けが可能であること。

(ナ) ルータ

ア 各種回線を収容し、ルーティングや帯域制御、優先制御機能、フィルタリング機能、QoS 機能を有すること。

(ニ) L3 スイッチ

ア 各装置間の中継動作を行うスイッチ機能を有すること。

(ヌ) ファイアオール

ア 外部のネットワークからの攻撃や不正なアクセスから防御するための機能を有すること。

(ネ) 機器収容ラック

ア サーバ、ネットワーク系装置等の収容を行うものであること。

(2) 遠隔制御設備

接続回線は、既設光ネットワーク設備を活用すること。なお、既設設備の改修費等は本事業費に含むこと。

(ア) 遠隔制御装置

ア 緊急一括放送、一括放送の他、グループ・個別呼出し放送、サイレン放送が可能であること。

イ 運用担当者以外が安易に放送できないようパスワード設定などができること。

ウ 自動プログラム送出手の機能を有していること。

エ 持ち運びが容易のできるものであること。

(イ) ルータ

ア 各種回線を収容し、ルーティングや帯域制御、優先制御機能、フィルタリング機能、QoS 機能を有すること。

(ウ) L2 スイッチ

ア 各装置間の中継動作を行うスイッチ機能を有すること。

(3) 屋外拡声子局設備

屋外拡声子局位置図及び同音達図を基に、効果的かつ効率的に整備すること。

ただし、提供する図に示す配置、スピーカの種別、数量はあくまで参考であり、提案者がより効果的かつ効率的と考える案がある場合は、提案すること。

(ア) 屋外拡声子局装置

ア 被選択呼出しの機能は、親局からの緊急一括、一括、グループ、個別、時差に区分され、それぞれに応動できる機能を有すること。また、緊急一括放送時は最大音量となること。

イ 群の設定は別のグループとも重複設定できること。

ウ 親局設備から無線回線にて群 ID の変更が行えること。

エ 親局からの信号によって定期的に本体の時刻を合わせる同期機能を有していること。

- オ 受信特性を改善する自動等化機能を有していること。
- カ 機器の収容筐体は防滴構造とし、施錠できること。
- キ 常時は商用電源で動作し、停電時には、通報 5 分、休止 55 分の割合で 72 時間以上の運用ができること。
- ク アンサーバック機能付き装置においては、親局からの監視信号に応答して、自局の状態を返送できること。
- ケ 本装置本体にてスピーカ個々の音量設定を行うことができること。

(イ) 外部接続箱

- ア 自局放送が可能であること。
- イ アンサーバック機能付き装置においては、連絡通話が可能であること。
- ウ 自動復帰型ブレーカ及び高速避雷器が内蔵されていること。内蔵できない場合は、別筐体に収納し取り付けるなどの対策を行うこと。

(ウ) 空中線

- ア 親局の電波を送受信又は受信のみするものであること。

(エ) 同軸避雷器

- ア 空中線とデジタル無線送受信装置との間に実装し、空中線からの雷サージ突出高電圧を瞬時に避雷アースへ流して、送受信装置その他を雷被害から守るものであること。

(オ) トランペットスピーカ・防災スリムスピーカ

- ア 組立鋼管柱上部へ取付を行い、局周辺地域へ拡声放送が可能であること。

(カ) 組立鋼管柱

- ア 耐風速等を考慮した上で空中線及びトランペットスピーカ等の取付けが可能であること。

(4) 戸別受信設備

最終的な整備台数については、協議の上決定すること。

(ア) 戸別受信機

- ア 常時動作とし省電力であること。
- イ 被選択呼出しの機能は、親局からの緊急一括、一括、グループ、個別、時差に区分され、それぞれに応答できる機能を有すること。
- ウ 群の設定は別のグループとも重複設定できること。

- エ 受信特性を改善する自動等化機能を有していること。
- オ スピーカの音量は調整が可能なこと。ただし、緊急一括放送時は最大音量になること。
- カ 放送録音ができること。
- キ 本体にて受信機入力電圧及び BER 値などの受信状態を確認できること。
- ク 通常は、AC100V を使用し停電時にはアルカリ乾電池により運用が継続できること。なお、停電保証は 72 時間以上（単一乾電池使用時）であること。
- ケ 電池残量が少なくなった際に、LED 及び音声メッセージにて注意喚起が可能であること。
- コ 外部空中線の取付ができること。

(イ) ダイポールアンテナ

- ア 中継局、再送信子局等の電波を受信するものであること。

(5) 映像系設備

防災対策室に整備し災害時の情報収集と対応ができるものであること。

(ア) 大画面マルチスクリーン

- ア 1画面が 55 インチ以上のモニタを 4 画面（モニタ）以上構成したものとす
る。
- イ マトリックススイッチャにより出力する映像の選択できること。
- ウ 複数の表示パターンができること。
- エ 導入するモニタのうちの 2 画面は、TV チューナー付であること。

(イ) 電子黒板

- ア 盤面に記載した情報を外部装置に出力や保存ができること。
- イ 80 インチ以上で、キャスター付きで移動ができること。
- ウ 小城市のファイルサーバーに接続することができること。

(6) 防災対応支援システム

情報収集機能、発令判断機能を有し、防災対策室に整備する大画面マルチスクリーンに表示できること。詳細な機能や画面の見え方（主なサンプル画像）などは提案すること。

4 整備に必要な調査・設計

本業務の実施にあたり、以下の設計業務等を実施すること。

- (ア) 机上回線設計
- (イ) システム構成の提案
- (ウ) 拡声子局の設置場所の調査
- (エ) 音響エリア図の作成
- (オ) 電波伝搬調査
- (カ) 無線局設置計画書（九州総合通信局提出）作成
- (キ) 工事概算費用の算出
- (ク) システム構成の策定
- (ケ) 移行期の併行稼働方法の策定
- (コ) 設置年度及び撤去順序の決定
- (サ) 施工図の作成
- (シ) 年度別設計書、全体設計書の作成
- (ス) 全体工程表の作成

5 既存施設撤去

現在運用しているデジタル防災無線（同報系）の親局及び子局、その他更新時に不要と判断するものの撤去、産業廃棄物処理まで行うこと。

6 工事の要求水準

以下の内容に従い施工を行うこと。

(1) 施工計画

- ① 施工計画は、手順、工程管理、工法安全対策その他の全般的計画であり、監督職員との打合せ、現地調査、関連業者との連絡などを十分に行い、施工計画書を作成し、契約後速やかに監督職員に提出することとする。なお、重要な変更が生じた場合は、変更施工計画書を提出すること。
- ② 施工前に、機器配置図、施工図及び監督職員から指示された資料をあらかじめ提出し、発注者の承諾を得ること。
- ③ 発注者から示された以外でも施工上必要とする用地等は、監督職員とあらかじめ協議のうえ確保すること。
- ④ 施工上必要な機械、材料等は、貸与又は支給されるもの以外は、全て提案者の負担とすること。

(2) 施工管理

- ① 施工計画に基づき期間内に完了するように行うこと。

- ② 本施工に関わる法令、法規等を遵守して、施工の円滑な進展を計ること。
- ③ 本施工に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うこと。
- ④ 本仕様書等で指定され、又は予め指示した箇所については監督職員の検測又は確認を受けること。
- ⑤ 休日、夜間等通常の勤務時間外に作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得て行うこと。
- ⑥ 監督職員と行った主要な協議事項等は、打合せ記録簿を作成し相互に確認すること。貸与品、及び支給品の受払い状況を記録・管理すること。

(3) 安全管理

- ① 工事中機械は、日常点検・定期点検等を確実にやり、仮設設備は、材料、構造などを十分点検し事故防止に努めなければならない。
- ② 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずることとする。
- ③ 火気の手扱い、及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器等を配備しておくこととする。
- ④ 施工場所の状況に応じて交通整理員を配置し、交通阻害、車両の飛び込み防止等に努めなければならない。
- ⑤ 電気、ガス、水道等の施設に近傍して作業を行う場合は、予め当該施設管理者と打合せ、必要であればその立会を求め、行うこととする。
- ⑥ 毎日の朝礼時に、作業員の健康管理に努めなければならない。

(4) 安全体制

安全体制表を作成し、有事の際は、その体制表に従い然るべき処置を講じなければならない。

(5) 教育訓練

安全衛生責任者は、安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について作業員に対し、周知徹底しなければならない。

(6) 緊急の措置

- ① 人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善を尽くすとともに速やかに監督職員に報告しなければならない。
- ② 設備事故が生じた場合は、事故拡大の防止に努めるとともに、速やかに監督職員及び関係者に報告し、迅速な復旧に努めなければならない。

(7) 使用材料

- ① 取付金具は防食・強度を考慮した堅牢なものとする。
- ② 取付金具を構成する材料は、JIS 規格品又はこれに準ずるものとする。
- ③ ケーブル及びケーブル保護パイプ取付用のステンレスバンドは、SUS304 以上の防錆効果があるものとする。

(8) ケーブル配線

ケーブルは、外被に損傷を与えないよう十分取扱いに注意し、各法令・基準等に基づき確実にを行うこと。

- ① ケーブルの曲率半径は、使用ケーブルの許容率以上を確保し、ケーブル損傷を未然に防ぐこと。
- ② ケーブルの取付けは、十分な強度で支持すること。
- ③ ケーブルの接続は、接続部に張力がかからないよう、適度の余裕を保持し、防水に注意して行うこと。

(9) 電力線配線

電力線の引込み、配線等は、各法令・基準等により確実にを行うこととする。

(10) 屋内配線

電線、ケーブル等の屋内配線は、ダクト、電線管、その他の器具により保護すること。

(11) 端末処理

電線、ケーブル等の端末処理は、適切な端末処理材を用い、防水、絶縁抵抗の低下等に注意し、確実にを行うこととする。

7 保守の要求水準

(1) 定期点検（年1回）

対象装置は、親局設備、屋外子局設備(支持柱含む)とする。

(2) 保守体制・緊急時の対応

- ① 24 時間 365 日受付対応が可能であること。
- ② 駆けつけ対応（2 時間以内）
- ③ 市からの問い合わせ等には柔軟に対応すること。

(3) その他

- ① 機器製造終了後 15 年間、安定して部品を供給できること。

8 提出図書

(1) 施工関係図書

契約後速やかに下記の図書を発注者に提出し承諾を受けること。

- ① 業務計画書
- ② 工程表
- ③ 承諾図
- ④ その他必要書類

(2) 各種手続き

本工事に必要な関係官庁への申請書、又は届け出図書を速やかに作成すること。

(3) 完成図書

竣工検査合格後速やかに、次の図書を一括ファイルし、完成図書として発注者に提出すること。

- ① 承諾を求めた全ての図書
- ② 検査成績書
- ③ 取扱説明書
- ④ 工事写真
- ⑤ パンフレット（必要数）

(4) 業務写真

① 撮影箇所

完成後、機器設置や配線工事等で、隠蔽又は形状等が変更される箇所は、工事写真(名称、日時、寸法等が確認出来ること)を撮影し、業種、日時等ごとに整理して監督職員に提出すること。

② 完成写真

完成後、納入した各設備の竣工写真を提出すること。

別紙

小城市デジタル防災行政無線（同報系）システム整備事業 機器構成表

1. 親局設備（小城市役所）

No.	名称	規格・仕様	数量	単位	備考
(1)	60MHz 帯無線送受信装置	10W 以下・現用 ／予備	1	式	
(2)	空中線フィルタ		1	台	
(3)	同軸避雷器	ショートスタブ 型	1	個	
(4)	空中線	スリーブ型	1	基	
(5)	操作卓	選択呼出・自動 起動・時差放送 等含む	1	式	
(6)	監視制御装置	子局監視用	1	式	
(7)	被遠隔制御装置	遠隔制御装置用	1	式	
(8)	自動通信記録装置	プリンタ付	1	式	
(9)	自動プログラム送出装置		1	式	
(10)	地区遠隔制御装置		1	式	
(11)	自動電話応答装置		1	式	
(12)	音声合成装置		1	式	
(13)	防災サーバ	操作端末含む	1	式	配信連携先（防 災無線／ホーム ページ／緊急速 報メール／登録 制メール ／OgiOgi アプリ ／SNS）
(14)	操作用端末		1	台	
(15)	J-ALERT 受信機		1	台	既設流用
(16)	J-ALERT 自動起動装置		1	式	
(17)	無停電電源装置	1.5KVA 以上	1	台	
(18)	直流電源装置	DC48V	1	台	
(19)	耐雷トランス	3KVA 以上	1	台	
(20)	組立鋼管柱	地上高 15m 程度	1	本	
(21)	ルータ	10/100Base-TX 3ポート以上	1	台	

(22)	L3 スイッチ	8ポート以上	1	台	
(23)	ファイアウォール		1	台	
(24)	機器収容ラック	19 インチ	1	式	

2. 遠隔制御設備

No.	名称	規格・仕様	数量	単位	備考
(1)	遠隔制御装置	予約放送機能	2	台	
(2)	接続用回線改修		1	式	
(3)	ルータ	10/100Base-TX 3ポート以上	1	台	
(4)	L2 スイッチ	4ポート以上	1	台	

3. 屋外拡声子局設備

No.	名称	規格・仕様	数量	単位	備考
(1)	屋外拡声子局装置	AMP120W・アンサー バック有・72H 対応	-	式	
(2)	屋外拡声子局装置	AMP240W・アンサー バック有・72H 対応	-	式	
(3)	屋外拡声子局装置	AMP120W・アンサー バック無・72H 対応	77	式	
(4)	屋外拡声子局装置	AMP240W・アンサー バック無・72H 対応	56	式	
(5)	外部接続箱	自動復帰型ブレーカ/ 避雷器付	133	台	
(6)	空中線	3素子八木型	132	基	
(7)	空中線	ダイポール型	1	基	
(8)	同軸避雷器	アレスタ型	132	台	
(9)	トランペットスピーカ	ストレート 50W	83	台	
(10)	トランペットスピーカ	ストレート 30W	203	台	
(11)	トランペットスピーカ	レフレックス 50W		台	
(12)	トランペットスピーカ	レフレックス 30W	150	台	
(13)	防災スリムスピーカ	30W、取付金具含む SC-B30 相当品	4	台	
(14)	防災スリムスピーカ	60W、取付金具含む SC-B60M 相当品	41	台	
(15)	防災スリムスピーカ	60W、取付金具含む	5	台	

		SCB60 相当品			
(16)	組立鋼管柱	地上高 15m 程度・柱体内配線	-	本	既設流用

4. 戸別受信機設備

No.	名 称	規格・仕様	数量	単位	備考
(1)	戸別受信機	録音機能付	400	台	
(2)	空中線	ダイポール型	100	基	

5. 映像系設備

No.	名 称	規格・仕様	数量	単位	備考
(1)	マルチモニタ	1画面 55 インチ以上 4画面以上	1	式	
(2)	電子黒板	80 インチ以上	1	台	

6. 防災対応支援システム

No.	名 称	規格・仕様	数量	単位	備考
(1)	防災対応支援システム	情報収集機能、発令判断支援機能	1	式	